

輸入食品に対する検査命令の実施について（チリ産レモン）

以下の輸入食品については、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
チリ産レモン (SANTA CRUZ S. A. から輸出されたものに限る。)	イマザリル*1	輸入時における検疫所のモニタリング検査及び輸入者の自主検査*2の結果、チリ産レモンから基準値を超えるイマザリルを検出したことから、当該輸出者の輸出するレモンに対して検査命令を実施するもの。

*1 防かび剤（食品添加物）

*2 モニタリング検査における違反事例を受けて、当該輸出者から輸出されたレモンについて、輸入者に対して検査の実施を指導したもの

<参考1> 違反事例

1 品名：生鮮レモン

輸入者：太平洋貿易株式会社

届出数量及び重量：1,440 カートン、24,768kg

輸出者：SANTA CRUZ S. A.

輸出国：チリ

検査結果：イマザリル 0.0054g/kg（基準値：0.0050g/kg）

届出先：東京検疫所

違反確定日：平成19年9月10日

措置状況：1,193 カートンは保管又は回収

2 品名：生鮮レモン

輸入者：富士通商株式会社

届出数量及び重量：1,440 カートン、24,768kg

輸出者：SANTA CRUZ S. A.

輸出国：チリ

検査結果：イマザリル 0.0059g/kg（基準値：0.0050g/kg）

届出先：大阪検疫所

違反確定日：平成19年10月10日

措置状況：全量保管中

※ イマザリルの一日許容摂取量（人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量）は、体重1kg当たり0.025mg/日であることから、体重60kgの人が上記違反のレモンを毎日250g（2～3個）摂取したとしても、一日許容摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。

<参考2> チリ産レモンの輸入実績

平成19年1月1日～10月10日：速報値

届出件数	届出重量(ト)	検査件数*	違反件数
1,163	17,257	93	2

* イマザリルに係る検査